

憲法週間

5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間は、憲法週間です。日本国憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記されています。そして、現行の中学校の教科書（公民）には、日本国憲法の人権保障について次のように記述されています。

日本国憲法の人権保障

日本国憲法は、アメリカ力独立宣言などと同様に、人が生まれながらにもつ自由や平等の権利を、基本的人権として保障しています。その根本には、「個人の尊重」の考え方があります。それが、「すべての国民は、個人として尊重される。」（第13条）にあらわされています。さらに日本国憲法は、参政権や社会権も保障して、このような人権が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第97条）であり、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬ。」（第12条）として、人権保障の考えを徹底しようとしています。



「憲法週間」を機会に

人権の保障は、社会の中で差別されている人々、弱い立場にある人々にとって、特に大切です。その人たちが、差別や人権侵害を訴え、その救済を求めて政府や社会に働きかけるとき、その主張を支えるのが人権の保障だからです。

憲法週間は、憲法で定められた基本的人権の大切さについて考え、自分自身を振り返るよい機会です。自分自身の問題として、なぜ一人ひとりが尊いのか、なぜ自由や平等が大切なのかを、改めて考えてみてはいかがでしょうか。

（参考：「新しい社会・公民」東京書籍）

みんなの人権セミナーに参加を！

「平成27年度大山町みんなの人権セミナーおよび大山町人権・同和教育研究大会」では、人権の知識をより多くの方に深めていただこうと、スタンプラリーを実施しました。

セミナー、研究大会合わせて計8回開催のうち5回以上参加された方を対象に大山町の特産品をプレゼントしました。

3月14日に該当の12名の方の表彰式を行いました。

本年度もスタンプラリーを行う予定です。たくさんの方のご参加をお待ちしております。

